審　査　基　準

平成１９年１２月２５日作成

法　　令　　名：探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則	
根　拠　条　項：第４条第２項	
処　分　の　概　要：探偵業届出証明書の再交付	
原権者（委任先）：徳島県公安委員会	
法　令　の　定　め： 探偵業の業務の適正化に関する法律第４条第３項（探偵業届出証明書の交付）	
審　査　基　準：	
標準処理期間：　３日	
申　　請　　先：　徳島県公安委員会（申請書提出先は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）	
問い合わせ先：　徳島県警察本部生活安全企画課（電話　代表０８８－６２２－３１０１）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課	
備　　考：	